

栃市社協第560号

令和6年3月1日

福祉団体・ボランティア団体代表者 様

社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

会長 小林 一成

<公 印 省 略>

令和6年度社会福祉法人栃木市社会福祉協議会福祉団体及び
ボランティア団体等事業費補助金の交付申請書について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会の事業推進につきまして、日頃より多大なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記事業補助金について、申請書を送付いたしますので、補助金の申請を希望される場合は、下記により申請くださるようお願い申し上げます。

記

1. 補助限度額 50,000円

2. 提出書類

- | | | |
|---|-------------------------------------|----|
| ①様式第1号 | 令和6年度福祉団体及びボランティア団体等事業費
補助金交付申請書 | 1部 |
| ②別紙1 | 令和6年度補助事業計画及び収支予算書 | 1部 |
| ③団体の事業計画書及び収支予算書、会則等、組織の運営に係る規則
(総会資料で可) | | 1部 |

3. 提出期限 令和6年5月31日(金)

4. 提出先 栃木市社会福祉協議会 本所・各支所

栃木市社会福祉協議会

地域福祉係：並木

☎22-4457

明るい笑顔の応援団!

様式第 1 号

年 月 日

社会福祉法人
栃木市社会福祉協議会
会長 小林 一成 様

住 所
名 称 及 び
代 表 者 氏 名

㊞

令和 6 年度福祉団体及びボランティア団体等事業費補助金交付申請書

補助金について、社会福祉法人栃木市社会福祉協議会補助金交付規程第 4 条の規定により関係書類を添えて申請します。

申請額 金 _____ 円

関係書類

○別紙 1 補助事業計画及び収支予算書

○団体の事業計画書及び収支予算書

○会則等、組織の運営に係る規則

} 総会資料で可

補助事業計画及び収支予算書

団体名 _____

事業名 (補助金の使途)				
事業の目的・内容				
実施予定時期				
参加予定人数				
収支予算		項 目	予算額	摘 要
	収 入	当該補助金		
		合 計		
	支 出			
		合 計		

補助事業計画及び収支予算書（記入例）

団体名 _____

事業名 (補助金の使途)	母と子のサマーキャンプ事業			
事業の目的・内容	触れ合う時間を多く持つことが難しい母子家庭の親子を対象に、母と子の触れ合いの時間、子ども達の夏休みの思い出作り、母親同士の交流を目的として、一泊二日のキャンプを実施し、物づくりの講習会や各種レクリエーションを行う。			
実施予定時期	○月下旬の2日間、○月○日、○など			
参加予定人数	親子20組（約40名）			
収支予算		項目	予算額	摘要
	収入	当該補助金	50,000	
		参加費	30,000	母親一人1,000円 子供一人 500円
		自主財源	35,400	
		合計	115,400	
	支出	諸謝金	15,000	物づくり講師謝金 マイクロバス運転手謝礼
		使用料及び賃借料	40,000	キャンプ場使用料 テント、調理用具使用料 マイクロバス借上料
		食糧費	35,000	1日目夕食、2日目朝食、昼食材料代（カレー、流しそうめん等を予定） 子どもお菓子代
		消耗品代	20,000	ペーパークラフト材料代 案内等コピー用紙代
		通信運搬費	4,800	案内送付切手代
印刷製本費		600	案内コピー代	
	合計	115,400		

令和6年度社会福祉法人栃木市社会福祉協議会
福祉団体及びボランティア団体等補助事業募集要領

1 目的

社会福祉法人栃木市社会福祉協議会補助金交付規程（以下「規程」という。）並びに社会福祉法人栃木市社会福祉協議会福祉団体及びボランティア団体等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、福祉団体及びボランティア団体等が行う、社会福祉の向上に大きく寄与することが予想される事業の経費を一部補助することで、組織の活性化及び財政基盤の強化を図り、もって地域社会の福祉の向上に資することを目的とする。

2 対象団体

この対象団体は、以下のすべての内容を満たす団体とする。

- ・ 福祉団体の主たる基盤を栃木市内に有する、民間の非営利団体であること。ただし、法人格を有する団体は除く。
- ・ 栃木市内における2年以上（当該年度4月1日基準日）の福祉活動の実績を有していること
- ・ 事業計画や会計収支、組織体制が明確であること。

3 対象事業

福祉団体及びボランティア団体等が行う、栃木市の住民を対象とした事業であって、地域社会の福祉の向上・推進が図られる事業を対象とする。

なお、営利を目的とした事業及び他の助成制度や参加費等の収入をもって実施できる事業、会員のみの親睦・交流を目的とした事業などについては、対象としない。

【例示】

- ・ 地域住民を対象として実施する福祉関連の学習会や講座
- ・ 高齢者や障がい児・者、児童、地域住民が集う交流事業
- ・ 高齢者、障がい者等への訪問援助活動
- ・ 広く地域住民へ福祉の啓発を図るための広報活動 など

4 補助額及び補助件数

補助額は1団体50,000円以内の額。なお、予定件数以上の応募があった場合は、補助上限額の引き下げや収支の状況（繰越金等）に応じた対象団体及び事業の選定等を行う場合がある。

5 対象経費

事業実施に係る経費の実費負担分。

補助金の申請から実績報告までの流れについて

1 補助金の申請（×切…5月下旬）

- ・各団体は、希望する場合、申請書を提出します。

2 補助金審査委員会の審査・決定（6月下旬、7月上旬）

- ・社協は、申請書を取りまとめ、審査会に諮ります。

3 補助金の請求手続き（×切…7月中旬）

- ・審査会で交付決定されると、社協は申請団体あてに請求書や振込先の書類を送付するので、必要事項を記載のうえ、社協あてに返送していただきます。

4 補助金の振込（7月下旬～8月上旬）

- ・交付決定団体あてに振り込みの手続きをします。

5 実績報告書の提出

- ・補助を受けた団体は、年度終了後（翌年の4月下旬まで）に、補助金の実績報告書を提出します。